接骨院・整骨院などで

柔道整復師の施術を受ける人へ

◆保険を使えるのはどんなとき?

⇒整骨院や接骨院で骨折・脱臼・打撲・捻挫(いわ ゆる肉離れを含む。)の施術を受けた場合、保険の

◆医師や柔道整復師の診断または判断などによって健 康保険などの対象にならないもの

≪例≫

O単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや

◆治療を受けるときの注意

- ○単なる肩こり、腰痛などに対する施術は保険の対象 になりません。このような症状で施術を受けた場合 は、全額自己負担になります。
- O療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自 ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」 が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱 いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、 柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に 請求する「受領委任」という方法が認められています。 このため、多くの整骨院・接骨院などの窓□では病院・ 診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ を支払うことにより、施術を受けることができます。
- ○柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、

対象になります。

- ※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師 の同意を得ることが必要です。
- O脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられな い長期の施術
- O保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷など で治療中のもの
- O労災保険が適用となる仕事中や通勤途中での負傷

施術を受けるときには、必要書類に患者のサインが 必要になります。

- o 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられ ますので、医師の診察を受けましょう。
- O平成22年9月の施術分より、領収証が発行される ことになりました。医療費控除を受ける際に必要と なりますので、大切に保管しましょう。
- ※治療内容・施術日・施術内容などについてお尋ねす る場合があります。柔道整復師にかかったときは、 負傷部位・施術内容・施術年月日の記録・領収証な どを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答で きるようご協力をお願いします。

■ 問い合わせ 三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884 FAX 059-221-6881 保険年金課 22-9660 FAX 26-0151

病児・病後児保育室「くまさんルーム」のご案内

病気の回復期にあり、保育所(園)・幼稚園・小学校(3年生まで)などでの集団生活が困難で、 保護者の勤務などにより家庭で保育できないとき、子どもを一時的にお預かりすることを「病児・病 後児保育」といいます。市では、上野総合市民病院の敷地内に、市内在住・在勤の人の子どもを対 象として、病児・病後児保育室「くまさんルーム」を設置していますのでご利用ください。

◆利用できる病気の範囲

- ○感冒・感染性胃腸炎など日常的にかかる病気の回 復期
- ○はしか・風疹・水疱・おたふく風邪などの感染症の 回復期(はしかの急性期、流行性結膜炎など感染力 が強い病気の場合は、お断りすることがあります。)
- ○気管支喘息などの慢性疾患の回復期
- ○外傷・やけどなどの外科的疾患
- ○医師が利用可能と判断した病気

◆利用方法

事前に電話または FAX で予約のうえ、来所時に次の 必要書類を提出してください。

- ①医師連絡票(前日または当日に、かかりつけ医の診 察を受け、記入してもらうこと)
- ②伊賀市病児・病後児保育室利用登録書兼利用申請書 ③家庭での様子
- ※①~③の必要書類は、市内の小児科・こども家庭課にあ

るほか、市ホームページからもダウンロードできます。

月~金曜日の午前8時45分~午後5時30分 【休室日】土・日曜日、祝日、年末年始(12月29 日~1月3日)

◆利用料金

○市民税非課税世帯:無料

○市民税課税世帯:500円/日

○所得税課税世帯:1,000円/日

◆予約・問い合わせ

病児・病後児保育室「くまさんルーム」 (上野総合市民病院 敷地内)

☎ 22-0192 FAX 22-1124

【問い合わせ】

こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646

こども包括支援センター ☎22-9665 FAX 22-9666

※住民基本台帳カードの多目的利用申請 22 • 9 6 4 5

を りませんか

|住民基本台帳カード(住基カード)とは

証番号が記録されています。 と顔写真ありの2種類があります。 カードで、カード内部に住民票コードや暗 高度のセキュリティ機能を備えたIC 顔写真なし

≪住基カードを作るには≫

(受付窓口)

※住民課で即日交付ができます。 保険証・年金手帳・年金証書などの書類 ②本人確認書類: 顔写真付公的身分証明 (住民課・各支所住民福祉課にあります。) (運転免許証・パスポートなど) と健康

3 印鑑 ※顔写真付公的身分証明書がない場合 郵送による本人照会を行います。

ます。) ④写真付タイプの場合は、顔写真1枚 支所住民福祉課の窓口で写真を撮影し (ご希望の人には、無料で住民課・各

⑤手数料 500円

※詳しくはお問い合わせください。 **|どんなメリットがあるの?**

○平日の時間外や休日でも自動交付機で o写真付タイプの場合は、公的身分証明 書として使用できます。 住民票の写しや印鑑登録証明書が取れ

(申請時に必要なもの) 住民課・各支所住民福祉課

①住民基本台帳カード交付申請書

鑑登録している人は 書)・印鑑をお持ちください。すでに印 本人確認書類 い。申請時には申請者本人が住基カード・ 必要ですので、住民課で申請してくださ |自動交付機を利用するには 住基カードに多目的利用機能の登録が により失効します。 (顔写真付の公的身分証明

※本人確認書類をお持ちでない人や、 れから印鑑登録をする人はお問い合わ せください。

|自動交付機によるサービスの種類

が必要です。

07月9日から、 なります。 することで引き続き利用できるように も、住基カードの継続利用の手続きを 市外へ転出した場合で

○自宅のパソコンでインターネットによ る確定申告ができます。

※別途電子証明書の発行手数料500円 がかかります。

※電子証明書は住所や氏名が変わること

「印鑑登録証」をお

持ちください。

7月は

※停止日:12月3日~1月3日

問い合わせ

○近鉄名張駅東□:午前7時~午後10 O伊賀市役所:午前7時30分~午後8時 ≪稼働時間≫

O 印鑑登録証明書の交付 o 住民票の写しの交付

青少年の非行・被害防止全国強調月間です。



子どもたちが楽しみにしている夏休みがもうすぐ始まります。子どもたちにとっては、普段、 体験できないことをするよい機会となります。しかし、「学校が休み」という開放感から生活が 不規則になりがちで、問題行動が発生しやすい時期でもあります。

明日の伊賀市を担う子どもたちを社会全体で育むため、家庭・学校・地域が一体となって青少 年健全育成の取り組みを推進することが必要です。このため、伊賀市青少年育成市民連絡会議と 教育委員会では次の課題に取り組んでいます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶青少年に有害な環境をなくす活動などの推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関 係者の協力を求めることで青少年を取り巻く有害環境 をなくす活動を推進します。

◆研修会などの開催

青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、 青少年の健全育成についての理解を深めていきます。

■問い合わせ 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

◎伊賀市青少年センター

非行問題や交友問題など青少年の悩みを解決する 専門的知識のある伊賀市青少年センター主任 補導員が電話や面接により、適切な指導・助言を行 います。お気軽にご相談ください。

き》 月~金曜日 午前9時~午後4時 ※祝日は除く。

《ところ》 伊賀市青少年センター (上野ふれあいプラザ 中3階)

《相談先》 **2**4-3251

5

三重県ひとり親家庭等日常生活支援事業 ~

募婦・母子・父子家庭の方を支援-

支援してほしい人

どうしたらいいの? 時的に生活支援・ 子育て支援が必要!

家庭生活支援員を

※事前に登録が必要です。 派遣します。

利用できる日数は? 利用できる人は? 寡婦・母子・父子家庭

」どんなときに利用できるの? 年間10日間を限度とします。

※家庭や生活の環境が変わり、一 o 冠婚葬祭・子どもの学校行事 祖父母の一時的なけがや病気など o 母や父・児童・同居している などへの参加・出張・看護など

②子育て支援:乳幼児の保育・ 清掃・身の回りの世話・介護など

の回りの世話・ 介護・生活必需 住居の掃除・身

ださい。

課税証明書を添えて申請してく

こども家庭課にある申請書に

|登録の方法は?

児童の遊び相手や生活指導など



列用者の費用負担は?

生活支援・子育て支援とも:0円 ○児童扶養手当支給水準の世帯 ○生活保護世帯・市民税非課税世帯 (1時間当たり)

子育て支援:70円

生活支援:150円

子育て支援:150円 ○それ以外の世帯 生活支援:300円

支援する人

援をしていただける人(家事 寡婦・母子・父子家庭 や介護、保育などの有償ボラ ンティア)を募集します。 への支

①生活支援(家事や介護など) □どのような資格があればいいの?

900円~

師・介護福祉士・生活支援に関 3級以上の資格を持つ人・看護 いる人 する研修 訪問介護員・ホームヘルパー (20時間) を修了して

①生活支援:食事の世話・住居の

『どんな支援が受けられるの?

きなど相談に応じます。

時的に援助が必要となったと

□どのようなことをしたらいいの? 食事の世話・

【申請先・問い合わせ】 こども家庭課

22·9609 FAX 22 9646

]**手当の金額は?**(1時間あたり) 午前9時~午後6時:

1,000円

午後6時~翌日午前9時: 1,500円

②子育て支援

サポート・センターの援助会員 る人、またはそれと同等の資格 る研修(27時間)を修了してい は該当します。) を持っている人(ファミリー・ 校教諭・看護師・子育てに関す 『どのような資格があればいいの? 保育士・幼稚園教諭・小中学

□どのようなことをしたらいいの?]**手当の金額は?** (1時間あたり) 乳幼児の保育・児童の生活指 (遊び相手) など

※場所(支援員宅・ひとり親家庭 詳しくはお問い合わせください。 などによって規定しています。 宅など)・子どもの人数・時間帯

※支援する場合の申請方法:こ 請してください。 入の上、資格証書を添えて申 ども家庭課にある申請書に記

金事務所または市の保険年金課・各支所 住民福祉課窓口にあります。

学生納付特例制度

生で本人の所得が一定額以下の場合 申請し承認されることにより国民年 金の保険料が猶予される「学生納付特例 制度」があります。学生納付特例の承認 期間は4月から翌年3月までです。 申請した人も引き続き学生である場合は、 早めに申請手続きをしてください。

【問い合わせ】 保険年金課

FAX 26-0151 **22-9659** 各支所住民福祉課 津年金事務所

2 059-228-9188

■保険料免除制度・若年者納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を 納付することが困難な場合には、 申請し 承認されることにより国民年金の保険料 の納付が免除・猶予となる「保険料免除 制度」や「若年者(30歳未満)納付猶

予制度」があります。 保険料の免除や猶予を受けず保険料が 納め忘れの状態で、障がいや死亡といっ た不慮の事態が発生すると、 障害基礎年 金、遺族基礎年金が受けられない場合が あります。

平成 24 年度の免除などの受付は、7 月1日から開始され、平成24年7月か ら平成 25 年 6 月までの期間を対象とし 審査されます。また、申請は原則と して毎年度必要です。 申請書は、

ご存じですか

のはな

「保険料免除制度」 「若年者納付猶予制度」 「学生納付特例制度」



上野総合市民病院では24年 度と25年4月採用の看護師を 募集します。

【対象者】

昭和28年4月2日以降生 まれの人

【募集人数】 20 人程度

- ※認定看護師、専門看護師取得 支援制度があります。
- ※託児所がありますので、お子 さんがいる人も安心して勤務 していただけます。

【試験日時・会場・試験内容】

上野総合市民病院で面接を行 います。選考試験は随時とし、 日時は応募された人に後日お知 らせします。

【提出書類】

職員採用試験受験申込書

【**応募締切日**】 8月31日金 【採用予定日】

10月1日 (月)・平成25年1 月1日(火·祝)·4月1日(月)

【申込先・問い合わせ】

T 518-0869

伊賀市上野中町 2976 番地の1 上野ふれあいプラザ2階 伊賀市総務部人事課

22-9605

上野総合市民病院庶務課

24-1111

子どもの水の事故を BACTERNIE

いよいよ、水に親しむシーズンです。海や 川などで子どもたちの水遊びが盛んになると 同時に、水の事故が急増します。そこで、子 どもの水の事故を防止するため次のことに注 意しましょう。



【屋外での事故を防ぐため】

- O危険な場所を点検し、危険性を 教える。
- 0子どもだけで、海や川などで水 遊びをすることはやめさせる。
- O泥沼や草の生い茂っているとこ ろには近寄らせないようにする。
- O丸太や漂流物の上では遊ばせな いようにする。
- O 幼児に水遊びをさせるときは、 保護者は同伴していても油断せ ず、幼児から目を離さないよう にする。

【日常生活での事故を防ぐため】

小学校までの子どもの水の事故 は、特に、周囲の大人が気を配っ て予防する以外に方法はありませ ん。そのために以下のことに注意 しましょう。

- o浴槽、洗濯機、ビニールプール などは、危険であることを教える。
- Oひとりで浴室・トイレに入れな いようにする。
- O子どもから目を離さない。

本格的な水のシーズンを迎える 前に、家庭や学校などで水の怖さ について話し合い、危険な場所で の水泳や水遊びなどのしてはいけ ないことを再確認しましょう。子 どもを水の事故から守るためには、 地域ぐるみで安全対策を進めてい くことが大切です。

※万が一水による事故が発生した場 合の対処法を学ぶための応急手当 講習会について、希望がありまし たらご連絡ください。

■問い合わせ

消防本部消防救急課

☎ 24-9116 FAX 24-9111

ルールを守って楽しい花火!

本格的な夏を迎え、花火を楽しむ 季節がやってきます。気軽に楽しめ る「おもちゃ花火」といっても原料 は火薬です。正しく取り扱わないと

火災になったり、やけどをするなど の事故につながりかねません。

そこで、夏の風物詩、花火の安全の ために次のことに注意してください。

- ①花火の注意書きをよく読んで必 ず守る。
- ②花火を人や家に向けたり、燃え やすいものの近くで遊ばない。
- ③風の強いときは、花火遊びをし ない。
- ④水を入れたバケツなど、消火の 準備をする。

花火を楽しむために、場所と天候、

そして後始末のことを考えて花火遊

びをしてください。

- ⑤子どもは必ず大人と一緒に遊ぶ。
- ⑥たくさんの花火に、一度に火を つけない。
- ⑦正しい位置に火をつけ、途中で 火が消えても、のぞき込まない。
- ⑧花火をほぐして



■問い合わせ

☎ 24-9105 FAX 24-9111